

貸与奨学金の緊急採用・応急採用に関するQ&A

(大学学部・短期大学・専門課程を置く専修学校・高等専門学校)

【令和8年4月1日版】

予期できない特定の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合には、急変後の年収見込みにより要件を満たすことが確認できれば、緊急採用・応急採用の対象となります。緊急採用は第一種奨学金（無利子）、応急採用は第二種奨学金（有利子）です。

緊急採用・応急採用の申請にあたり、多くお問合せいただいている事項について、Q&Aを更新しました。

提出書類や申請方法等に関する詳細については、貸与奨学金案内をご覧ください。

- ・2026年度在学者用 貸与奨学金案内（大学等）（47～56 ページ）
- ・2026年度在学者用 貸与奨学金案内（高等専門学校）（46～55 ページ）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

【全般】

Q 1. 家計急変採用と緊急採用・応急採用の両方に申請する場合、申請書類やマイナンバーはそれぞれ提出する必要がありますか。

A 1. 家計急変採用（給付奨学金）及び緊急採用・応急採用（貸与奨学金）の両方に申請する場合は、申請書類、マイナンバー及び奨学金確認書兼地方税同意書をそれぞれ提出する必要があります。申込 ID ごとにそれぞれ行ってください。

※なお、緊急採用と応急採用を同時に申請する場合は、1回のスカラネット入力ですべて申請できます。申請書類等についても、1度の提出で構いません。

Q 2. どのような事由に該当していれば、緊急採用・応急採用に申し込めますか。

A 2. 緊急採用・応急採用は被災や父母等の病気・失職等の事由により、家計が急変した場合に申し込むことができます。事由の詳細については、機構ホームページよりご確認ください。

【被災・家計急変時の申込資格（緊急採用・応急採用）】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kinkyu/shikaku.html

Q 3. 在学していた学校が廃校となり、やむを得ず他の学校に入学（転学）することになりました。学費等、修学に要する費用が増加し、家計が急変しました。緊急採用・応急採用に申し込めますか。

A 3. 入学（転学）先の学校に相談してください。

- Q 4.** 緊急採用・応急採用の家計急変事由に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。「進学資金シミュレーター」で試算したところ、貸与額算定基準額が第一種・第二種併用貸与の家計基準内でした。現在定期採用（春・秋の募集）の募集期間ですが、定期採用と緊急採用・応急採用のどちらで申請すればよいですか。
- A 4.** 以前から低収入（低所得）であって、「進学資金シミュレーター」で試算した結果、貸与額算定基準額が希望する奨学金の家計基準内の場合、定期採用の申し込みが可能な時期であれば、家計急変事由に関する証明書類の提出が不要であって、書類審査がないため結果通知が早い定期採用への申請をご検討ください。
- ただし、緊急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月まで貸与始期を遡ることができ、応急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月又は採用が決定した年度の4月まで貸与始期を遡ることができます。定期採用の貸与始期は、貸与奨学金案内（大学等、高等専門学校：10 ページ）をご確認ください。
- Q 5.** 緊急採用・応急採用の家計急変事由に該当すれば、貸与を受けることはできますか。
- A 5.** 家計急変の事由に該当しても、家計基準や学力等の要件を満たしていなければ、貸与を受けることはできません。
- 各要件等については貸与奨学金案内又は機構ホームページで確認してください。
- 【被災・家計急変時の第一種奨学金（緊急採用）】
- https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kinkyu/index.html
- 【被災・家計急変時の第二種奨学金（応急採用）】
- https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/okyu/index.html
- Q 6.** 家計急変事由の発生からすぐに提出書類を整えて申し込んだ場合は、いつ選考結果がわかるのでしょうか。
- A 6.** 家計急変事由発生の実事確認や、学校が学業成績等を確認のうえ推薦する期間が必要となるため、審査には一定の期間を要します。提出書類に不備がない場合は、概ね推薦の翌々月に選考結果を通知します。詳細は在学期に確認してください。
- Q 7.** 2027 年 3 月卒業予定ですが、卒業直前に家計急変事由が発生しました。緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。
- A 7.** 2027 年 3 月卒業予定者については、申込期限があります。在学期に申込期限を確認してください。
- Q 8.** 進学前に家計が急変していましたが、申込期限の進学後 3 か月以内を過ぎてしまいました。申し込むことはできますか。
- A 8.** 「やむを得ない事由」がある場合は学校に相談してください。
- ここでいう「やむを得ない事由」とは、学生本人の病気、家族の看護、災害等による被災、実習中、学校が閉鎖されているなどが考えられます。

Q 9. 進学後に家計が急変していましたが、申込期限の事由発生日から 12 か月以内を過ぎてしまいました。申し込むことはできますか。

A 9. 「やむを得ない事由」がある場合は学校に相談してください。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、学生本人の病気、家族の看護、災害等による被災、実習中、学校が閉鎖されているなどが考えられます。

Q10. 学生本人の収入が急減した場合、緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A10. 生計維持者(原則父母)に家計急変事由が発生した場合が対象となりますので、原則、対象となりません。ただし、学生本人が生計維持者(独立生計)となる場合は、対象となります。

Q11. 父母ともに家計急変事由に該当する場合は、どのように申し込めばよいですか。

A11. 父母とも家計急変者として申し込み可能です。それぞれの事由発生年月に応じた書類を提出してください。貸与始期は、より過去の事由発生年月日を基準に選択可能です。

(例) 学生：2025 年 4 月進学

父：2025 年 12 月事由発生

母：2026 年 1 月事由発生

<2026 年 5 月に申請した場合 ※収入に関する証明書類の提出が必要な場合>

・収入に関する証明書類(父)：2026 年 1 月～2026 年 4 月分

・収入に関する証明書類(母)：2026 年 2 月～2026 年 4 月分

・貸与始期：2025 年 12 月～2027 年 3 月の間で選択可能

ただし、より過去の事由発生年月日について申込期限を超過している場合、その生計維持者を家計急変者とすることはできません。

Q12. 2026 年 4 月に進学しました。進学前に家計急変事由が発生した場合は、進学後 3 か月以内に申し込む必要がありますが、具体的にいつまでに申し込む必要がありますか。

A12. 進学月が 2026 年 4 月の場合は、2026 年 6 月 30 日までに申し込む必要があります。

Q13. 2026 年 4 月に進学しました。2024 年 4 月に家計急変事由が発生しましたが、緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A13. 申し込むことができます。

進学月が 2026 年 4 月の場合は、家計急変事由の発生月が 2024 年 1 月から進学月の前月までの場合に申し込みが可能です。

Q14. 現在休学中です。休学中でも緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A14. 緊急採用・応急採用の事由に該当すれば、休学中でも申し込むことはできます。ただし、採用されても休学期間中は奨学金の振込みはありません。

Q15. 母の再婚により生計維持者に父が追加されましたが、再婚以前に父に家計急変事由が発生していました。生計維持者に追加される前の事由発生ですが、緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A15. 申請時（スカラネット入力完了日）においても家計急変事由が継続している場合は、緊急採用・応急採用に申し込むことができます。

Q16. 緊急採用・応急採用でも入学時特別増額貸与奨学金は申し込むことができますか。

A16. 貸与始期（緊急採用・応急採用の申込み時に選択）が入学年月（編入学生は編入学年月）と同じ場合、緊急採用・応急採用でも申し込むことができます。申込資格や選考基準等は、定期採用（春・秋の募集）と同じです。詳しくは、機構ホームページで確認してください。

【入学時特別増額貸与奨学金】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/nyuzo/index.html>

Q17. 2026年4月～2027年3月に緊急採用に申し込む場合、貸与始期はいつからになりますか。

A17. 貸与始期は家計急変の事由が発生した月から2027年3月の間で希望する月となります。ただし、入学月より前に遡ることはできません。

Q18. 2026年4月～2027年3月に応急採用に申し込む場合、貸与始期はいつからになりますか。

A18. 貸与始期は家計急変の事由が発生した月から2027年3月の間で希望する月となります。ただし、入学月より前に遡ることはできません。

また、2026年5月以降に家計急変の事由が発生した場合でも、2026年4月から2027年3月の間で希望する月を選択できます。

Q19. 現在、第二種奨学金の貸与を受けていますが、緊急採用への申込みをもって第一種奨学金に変更することはできますか。

A19. 緊急採用への申込みをもって、第二種奨学金を第一種奨学金に変更することはできません。

第二種奨学金を辞退して第一種奨学金を緊急採用で申請、又は緊急採用による第一種奨学金採用後に第二種奨学金を辞退することは可能です。ただし、第一種奨学金採用後に第二種奨学金を辞退する場合は、一旦、併用貸与になることから、併用貸与の基準を満たしている必要があります。具体的な手続きについては、在學校にご確認ください。

Q20. 2026年4月現在、予約採用にて第一種奨学金の採用候補者（一種（最高月額不可））となっていますが、2026年2月に緊急採用・応急採用に該当する家計急変事由が発生しました。第一種奨学金の進学届を提出後、応急採用に申し込むことはできますか。その場合、第一種奨学金の月額を最高月額に増額することはできますか。

A20. 第一種奨学金の進学届を提出した後でも、第二種奨学金である応急採用への申し込みが可能です。スカラネット入力時には、「奨学金申込情報」から「(10) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、併用貸与への変更を希望します。」を選択してください。第二種奨学金（応急採用）に採用後、第一種奨学金の貸与月額を増額することが出来ます。詳細は、貸与奨学金案内（大学等：32 ページ、高等専門学校：31 ページ）をご確認ください。月額変更の手続きについては、在学学校にご確認ください。

Q21. 緊急採用・応急採用と並行して定期採用（春・秋の募集）にも申し込み、審査後にどちらを利用するか決めることは可能ですか。

A21. 緊急採用と定期採用の第一種奨学金、応急採用と定期採用の第二種奨学金を並行して申請することはできません。

Q22. 緊急採用・応急採用のスカラネット入力時に「(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみを希望します。」を選択することが出来ません。併用貸与が不採用の場合、第一種奨学金のみを希望したいのですが、どうしたらよいですか。

A22. 緊急採用・応急採用ではスカラネット入力時に「(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金のみを希望します。」、「(6) 併用貸与不採用及び第一種不採用の場合、第二種奨学金を希望します。」、「(7) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第二種奨学金のみを希望します。」の選択は出来ません。そのため併用貸与を申請した結果、不採用だった場合は、改めて最初から希望する奨学金を申し込む必要があります。

【事由 1. 生計維持者が死亡】

Q23. 生計維持者である父の死亡により、母子家庭となり世帯の年間所得が大きく減少しました。緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A23. 申し込むことができます。ただし、家計急変事由に該当しない生計維持者（母）の住民税情報より算出された貸与額算定基準額が収入基準を満たさない場合は、貸与を受けることはできません。

Q24. 生計維持者である父が死亡し母子家庭となりました。現在、定期採用（春・秋の募集）も募集されていますが、定期採用と緊急採用・応急採用どちらに申請すればよいですか。

A24. 定期採用、緊急採用・応急採用とも、生計維持者である母の住民税情報より貸与額算定基準額を算出し、審査を行うため、どちらに申し込みをした場合でも家計基準の審査結果に違いはありません。緊急採用・応急採用では、家計急変事由に関する証明書の提出が必要となるほか、申請して不備がない場合でも結果を通知するのは学校からの推薦の翌々月となりますので、定期採用の申込期間内であれば、定期採用への申請をご検討ください。

ただし、緊急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月まで貸与始期を遡ることができ、応急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月又は採用が決定した年度の4月まで貸与始期を遡ることができます。定期採用の貸与始期は、貸与奨学金案内（大学等、高等専門学校：10 ページ）をご確認ください。

【事由 2. 事故・病気等】

Q25. 緊急採用・応急採用の事由 2 「事故・病気等」で申請する場合、給付奨学金（家計急変採用）の事由 B（事故又は病気により、3 か月以上就労困難）のように、診断書に「3 か月以上就労困難」である旨の記載は必要ですか。

A25. 緊急採用・応急採用では「3 か月以上就労困難」である事を要件としていないため、事由の証明書として診断書を提出する場合でも、「3 か月以上就労困難」である旨の記載は不要です。事故・病気等の発生日が記載されており、事由発生日を確認できる診断書を提出してください。緊急採用・応急採用では診断書のほか、医療費の領収書や治療計画書でも事由の証明書となります。

Q26. 事由 2（1）【休職による収入減少】で申請する場合に必要な「休職等の証明書類」の提出ができません。緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A26. 「休職等の証明書類」を提出できない事情を在学期に詳しく説明してください。就労困難となった者が個人事業主の場合や、雇用されている者が申請時点で既に離職している場合は、所定の様式「事故・病気等による休職等に係る申告書（緊急採用・応急採用）」を記入のうえ、提出してください。離職している場合は、勤務先を退職したことがわかる証明書の提出も必要です。

【(様式) 事故・病気等による休職等に係る申告書（緊急採用・応急採用）】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/teishutsushorui.html

Q27. 事故・病気等により休職していましたが、既に復職しています。事由 2（1）【休職による収入減少】で申し込むことはできますか。

A27. スカラネット入力完了日（申請日）時点で復職している場合は、申請できません。定期採用（春・秋の募集）への申請をご検討ください。

Q28. 生計維持者の事故・病気ではありませんが、生計維持者が家族の事故・病気等の看病のため、会社を休職し、収入が減少しています。緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A28. 家族の看病で休職等をした場合であっても、事由 2（1）【休職による収入減少】で申し込むことができます。

Q29. 家族の医療費負担のため生計維持者である父の支出が増大して家計が急変しましたが、現在、定期採用（春・秋の募集）も募集されています。定期採用と緊急採用・応急採用どちらに申請すればよいですか。

A29. 定期採用、緊急採用・応急採用（事由 2（2））とも、家計基準は、生計維持者の住民税情報より貸与額算定基準額を算出し審査を行います。緊急採用・応急採用では、家計急変事由に関する証明書の提出が必要となるほか、書類審査があるため申請して不備がない場合でも結果を通知するのは学校からの推薦の翌々月となりますので、定期採

用の申込期間内であれば、定期採用への申請をご検討ください。

ただし、緊急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月まで貸与始期を遡ることができ、応急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月又は採用が決定した年度の4月まで貸与始期を遡ることができます。定期採用の貸与始期は、貸与奨学金案内（大学等、高等専門学校：10ページ）をご確認ください。

【事由3．生計維持者が失職】

Q30. 生計維持者が定年退職となりました。緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A30. 緊急採用・応急採用では、失職の理由は問いません。定年退職、自発的な退職や、独立生計者の就学を理由とする退職でも申し込むことができます。ただし、スカラネット入力完了日（申請日）時点で再就職、起業している場合は申請できませんので、定期採用（春・秋の募集）への申請をご検討ください。

Q31. 複数の会社で働いており、そのうち一つの会社を退職しました。別の会社で現在も働いていますが、緊急採用・応急採用に申し込むことができますか。

A31. 申し込むことができます。

提出が必要となる証明書類は、以下のとおりです。

- ・退職した会社の退職証明書等（退職日の記載があるもの）
- ・現在も勤務している会社の給与明細書等（家計急変事由発生日の翌月～スカラネット入力完了月の前月分）

※退職日の属する月の翌月以降の収入に関する証明書類が手元に用意できてから申し込んでください。

※当該期間にその他の課税対象の収入がある場合は、その収入の証明書の提出も必要です。

Q32. 病気のために休職していましたが、先月退職しました。事由2（事故・病気等）と事由3（失職）のどちらで申し込めばよいですか。

A32. 緊急採用・応急採用は、該当する事由の発生により家計が急変した場合に申し込むことができる貸与奨学金です。家計を急変させた事由を選択してください。

【事由4．生計維持者が震災、火災、風水害等に被災】

Q33. 地震で被災しました。罹災証明書、被災証明書及びその他の証明書類とも、しばらく発行できないと言われました。すぐ申請したいのですがどうすればよいですか。

A33. 在学校に、証明書類が発行されない事情を説明し、手続き方法についてご相談ください。

Q34. 地震により生計維持者が死亡しました。事由1（死亡）と事由4（被災）のどちらで申し込めばよいですか。

A34. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し死亡した場合は、事由1「生計維持者が

死亡」を選択してください。また、スカラネット入力時の家庭事情情報欄に、被災した災害（災害が発生した日付、被災地域）等の状況を詳しく入力してください。

Q35. 地震により生計維持者が行方不明になりました。事由4（被災）と事由6（離別）のどちらで申し込めばよいですか。

A35. 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災し行方不明の場合は、事由6「生計維持者との離別（離婚・行方不明等）」を選択してください。また、スカラネット入力時の家庭事情情報欄に、被災した災害（災害が発生した日付、被災地域）等の状況を詳しく入力してください。

事由の証明書（行方不明者届受理票等）の提出が困難な場合は、罹災証明書、被災証明書を提出して下さい。罹災証明書、被災証明書の提出も困難な場合は、学校に相談してください。

Q36. 被災により収入がなくなり、支出も増大しました。事由4（1）～（3）のどちらに該当しますか。

A36. （1）「被災等により、収入が無くなった」に該当します。

Q37. 被災により収入が減少し、支出も増大しました。事由4（1）～（3）のどちらに該当しますか。

A37. （2）「被災等により、収入が減った」に該当します。

Q38. 生計維持者が被災しました。勤務先も被災したため、給与が支給されていませんが、年金は支給されています。緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A38. 申し込むことができます。課税される収入が複数ある場合でも、いずれかを失った場合は、事由4（1）「被災等により、収入が無くなった」に該当します。

事由の証明書は、家計急変者の氏名が記載されている罹災証明書、被災証明書を提出してください。罹災証明書、被災証明書の取得に時間がかかる場合は、在学期に相談してください。

Q39. 事由4（1）「被災等により、収入が無くなった」は具体的にどのようなものが該当しますか。

A39. 以下のようなものが該当します。

- ・パートで勤務している工場が被災して工場が閉鎖されたため、被災後の給与が全く支給されていない。

- ・自宅兼店舗が火災により営業できなくなり、再開の見通しも立たない。

まずは在学期に詳しい状況を説明し、相談してください。

Q40. 事由4（2）「被災等により、収入が減った」で申請する予定です。収入に関する証明書類は、家計急変事由発生月の翌月～申請月の前月分の提出が必要とされていますが、被災した月の翌月に申請できますか。可能である場合、何月分の収入に関する証明書類

を提出すればよいですか。

A40. 被災した月の翌月に申請する場合、家計急変事由発生月の翌月（申請月）の収入に関する証明書類を提出できれば申請可能です。

Q41. 被災した月（事由発生年月日の同月）に事由4（2）「被災等により、収入が減った」で申し込むことはできますか。

A41. 減収した収入金額の確認が出来ないため、事由発生年月日の同月の申請はできません。家計急変事由の発生月の翌月以降の収入に関する証明書類が手元に用意出来てから申請してください。

Q42. 事由4（3）「被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）」で申請する場合、証明書は何を提出すればよいですか。

A42. 罹災証明書、被災証明書を提出してください。被災により証明書類等の発行に時間を要する状況の場合は、在学期に相談してください。

事由4（3）「被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）」で申請する場合、家計急変事由に該当する生計維持者についても、住民税情報により貸与額算定基準額を算出し審査を行います。緊急採用・応急採用では、家計急変事由に関する証明書の提出が必要となるほか、書類審査があるため申請して不備がない場合でも結果を通知するのは学校からの推薦の翌々月となりますので、定期採用の申込期間内であれば、定期採用への申請をご検討ください。

ただし、緊急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月まで貸与始期を遡ることができ、応急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月又は採用が決定した年度の4月まで貸与始期を遡ることができます。定期採用の貸与始期は、貸与奨学金案内（大学等、高等専門学校：10ページ）をご確認ください。

Q43. 被災した月（事由発生年月日の同月）に事由4（3）「被災等により、支出が増えた（収入状況は変化なし）」で申し込むことはできますか。

A43. 収入に関する証明書類の提出が不要なため、被災した月に申し込むことができます。

【事由5．父母等による暴力等から避難】

Q44. 父母のうち一方から暴力を受けており、これから避難するためにもう一方の父母とともに保護施設へ入所することになりました。現在、定期採用（春・秋の募集）も募集されていますが、定期採用と緊急採用・応急採用どちらに申請すればよいですか。

A44. 定期採用、緊急採用・応急採用（事由5）とも、一緒に避難した生計維持者の住民税情報より貸与額算定基準額を算出し、審査を行うため、どちらに申し込みをした場合でも家計基準の審査結果に違いはありません。緊急採用・応急採用では、家計急変事由に関する証明書の提出が必要となるほか、書類審査があるため申請して不備がない場合でも結果を通知するのは学校からの推薦の翌々月となりますので、定期採用の申込期間内であれば、定期採用への申請をご検討ください。

ただし、緊急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月まで貸与始

期を遡ることができ、応急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月又は採用が決定した年度の4月まで貸与始期を遡ることができます。定期採用の貸与始期は、貸与奨学金案内（大学等、高等専門学校：10ページ）をご確認ください。

Q45. 父母がもう片方の父母から暴力等を受けており、これから避難するためにもう一方の父母とともに保護施設に入所しました。緊急採用・応急採用に申し込むことはできますか。

A45. 事由5（父母等による暴力等からの避難）に該当するため、申し込むことができます。定期採用、緊急採用・応急採用（事由5）とも、一緒に避難した生計維持者の住民税情報より貸与額算定基準額を算出し、審査を行うため、どちらに申し込みをした場合でも家計基準の審査結果に違いはありません。緊急採用・応急採用では、家計急変事由に関する証明書の提出が必要となるほか、書類審査があるため申請して不備がない場合でも結果を通知するのは学校からの推薦の翌々月となりますので、定期採用の申込期間内であれば、定期採用への申請をご確認ください。

ただし、緊急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月まで貸与始期を遡ることができ、応急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月又は採用が決定した年度の4月まで貸与始期を遡ることができます。定期採用の貸与始期は、貸与奨学金案内（大学等、高等専門学校：10ページ）をご確認ください。

【事由6．生計維持者との離別（離婚・行方不明等）】

Q46. 父母が離婚し母子家庭となりました。現在、定期採用（春・秋の募集）も募集されていますが、定期採用と緊急採用・応急採用どちらに申請すればよいでしょうか。

A46. 定期採用、緊急採用・応急採用とも、生計維持者である母の住民税情報より貸与額算定基準額を算出し、審査を行うため、どちらに申し込みをした場合でも家計基準の審査結果に違いはありません。緊急採用・応急採用では、家計急変事由に関する証明書の提出が必要となるほか、申請して不備がない場合でも結果を通知するのは学校からの推薦の翌々月となりますので、定期採用の申込期間内であれば、定期採用への申請をご確認ください。

ただし、緊急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月まで貸与始期を遡ることができ、応急採用では、入学年月を限度として家計急変事由が発生した月又は採用が決定した年度の4月まで貸与始期を遡ることができます。定期採用の貸与始期は、貸与奨学金案内（大学等、高等専門学校：10ページ）をご確認ください。

Q47. 現在両親が離婚調停中で別居しています。父と同居していますが、母からの支援は一切ありません。緊急採用・応急採用で申し込むことはできますか。

A47. 現在両親が離婚調停中で別居していて、別居しているもう一方の親からの支援を一切受けていない場合は、事由6（生計維持者との離別）に該当するため、申し込むことができます。